〇農林水産省令第百三十二号

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号) 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施

平成十三年十月十二日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

農林水産大臣

武部

勤

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

附 則びレッドデリシャス種の」を削る。 ラ種、グラニースミス種、ゴールデンデリシャス種、ジョナゴールド種、ふじ種、ブレイバーン種及 ビング種、ブルックス種、ラピン種、ランバート種及びレーニア種の」を削り、同表第二十五中「ガ 別表二の付表第十九中「ガーネット種、スウィートハート種、チュレーン種、ツラーレ種、バン種、

この省令は、公布の日から施行する。